～就活ハラスメント防止に関する基本方針～

制定日：2026 年 10 月 1 日
安全輸送株式会社

□目的

安全輸送株式会社（以下「当社」という。）は、このたび「就活ハラスメント防止に関する基本方針」（以下、「本方針」）を制定いたしました。

「男女雇用機会均等法」の改正法が施行され、2026 年 10 月 1 日より求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置を講ずることが事業主へ義務付けとなりました。

あわせて厚生労働省指針ではセクシュアルハラスメントの防止に向けて、求職活動等に関するルールを予め明確化するとともに従業員および求職者等に対する周知・啓発措置を講じることが求められております。法改正を踏まえ、求職者等の人権および人格を尊重し、安心して自らの意思で進路を選択できる公正かつ対等な環境を確保するため、本方針を制定したものとなります。

1．基本方針

当社は、求職者等の個人としての尊厳を不当に傷つけるあらゆるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他これらに類する行為、および他社への就職活動の中止や終了を強要する行為等）を一切容認しません。とりわけ性的な言動を固く禁じます。

2．採用活動におけるルール

当社従業員が求職者等と接する際は、以下のルールを厳守いたします。

□面談・面接場所の制限

面談や面接は、原則として事業所事務所、学校構内、採用関連イベント会場、喫茶店など公共性の高い場所、またはオンラインのいずれかとします。

□連絡手段の限定

会社としての連絡手段は業務用連絡手段（電話やメール等）のみを使用し、個人の LINE や SNS など私的な連絡手段でのやり取りは行いません。

□不適切な質問・言動の禁止（ハラスメント全般の防止）

本人の適正や能力とは無関係な思想・信条、宗教、性的指向・性自認などに関する質問や、性別役割分担意識に基づく発言を行いません。

3．就活ハラスメントに関する相談窓口

当社の採用活動において、万が一上記ルールに反する行為や、不快・不安に思われる言動があった場合は、下記窓口まで速やかにご相談下さい。

相談窓口：TEL 045-812-6088　管理部　人事・総務課　　窓口責任者：人事・総務担当部長

※相談者のプライバシーは厳重に保護いたします。

※相談したこと、あるいは事実を告発したことを理由として、採用選考において不利益な取り扱いは致しません。事実関係を迅速に確認のうえ、適切かつ厳正な対処をおこないます。